

長 建 協 発 第 4 0 3 号
平成 2 5 年 1 2 月 1 1 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

下請事業者への配慮等について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現下の経済状況を踏まえ、政府は、下請代金支払遅延等防止法（昭和 3 1 年法律第 1 2 0 号。以下「下請法」という。）違反行為への厳正な対処を行うとともに、親事業者等に対する下請法の普及啓発並びに下請中小企業振興法（昭和 4 5 年法律第 1 4 5 号）に基づく「振興基準」（別紙）の遵守を要請してきたところであります。

下請法は「下請代金の支払遅延」、「下請代金の減額」、「買いたたき」等の行為を禁止するものであり、政府は、違反した親事業者に対して、支払遅延については下請代金を速やかに支払わせ、下請代金の減額については減額分を下請事業者に返還させるなど、下請法の厳格な運用に努めているところです。

このような中、本年 9 月に改正振興法が施行され、「振興基準」においても、新たに「下請事業者の自主的な事業の運営の推進」や「下請取引に係る紛争の解決の促進」等について定められております。

また、原材料価格等の上昇による影響が立場の弱い下請事業者に不当にしわ寄せされることのないよう配慮するとともに、平成 2 6 年 4 月から消費税率が引き上げられることに伴い、下請事業者に対する下請代金の減額や買いたたき等による消費税の転嫁を拒否する行為が行われることのないよう留意することが必要とされております。

つきましては、「振興基準」の遵守について、全建を通じ国土交通大臣及び経済産業大臣の連名により、別添のとおり要請がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。